

特集

2017年分所得税 確定申告の手引き

「所得税改革」の名の下

庶民増税をねらう2018年度税制改正大綱

税理士 佐飛 淳一

はじめに

自民・公明の与党は、12月14日2018年度の税制改正大綱(以下「大綱」)を決定しました。

具体的には、給与所得控除や公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げるとしています。実施は2020年度分の所得税から

「大綱」は、引き続き見直しを継続することとしており、働き方の多様性を理由に、給与所得控除や公的年金等控除のさらなる縮小をねらっています。庶民増税をはね返すために、今一度、基礎控除、給与所得控

除、公的年金等控除の理を念明らかにしておきた

「大綱」は基礎控除を440円となり、年間で174万5280円です。基礎控除はその70%の120万円でも決して過大とは言えません。生活費非課税額、最低賃金制度であると考えます。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出としても過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

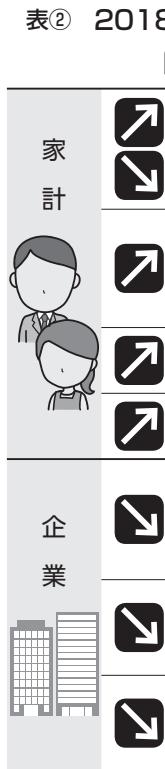
「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

年金受給者である高齢者も、年金以外の所得がありながら公的年金等控除が適用されるのは世代間の不公平をまねくこととしています。

若者、女性、高齢者などの働き方が多様化しているのは、非正規雇用の増加などの働く人々の労働条件が悪化していることが原因であると考えます。生活するのに十分な収入が得られない為に「多様な働き方」をせざるを得ないのです。政府の労働・雇用政策や社会保障政策の不十分さに原因があるのです。「大綱」はそのことを助長するものとなっており問題であると考えます。



表② 2018年度税制改正大綱のポイント. A table listing tax changes for households and businesses. Household changes include: income tax adjustments for diverse work styles, raising the tobacco tax, creating international sight travel tax, and forest environment tax. Business changes include: reducing corporate tax burden, promoting business succession, and reducing equipment investment tax for SMEs.

「大綱」は基礎控除を440円となり、年間で174万5280円です。基礎控除はその70%の120万円でも決して過大とは言えません。生活費非課税額、最低賃金制度であると考えます。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

「大綱」は、現行の給与所得控除は課税ベースを侵害している。勤務関連支出として過大。同連支出として過大。同じ仕事をしても過大。同売却で得る譲渡所得などの資産性所得とは稼働所得の質が異なります。給与所得控除は勤務性の所得には軽課税とする制度なのです。

生活費非課税。勤務所得軽減税。大資産家優遇税制は廃止し直接税中心の総合累進課税の税制をつくっていく必要があります。(終わり)

支払調書・診療報酬合計書等から付表への転記

毎月の当座口振込通知書から転記することが原則だが、支払基金「支払調書」、国保連合会「診療報酬合計書」からの簡便な転記でもよい。

ただし、社会保険診療収入が5,000万円を超えた場合又は、歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超えた場合は租税特別措置法26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできない。

【表面 記入上の留意点】(表4)

「社会保険診療報酬」欄

「①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬」

㊦「一般社会保険 決定点数」……内本人分点数と内家族分点数を合算して記入する(表示点数には公費併用分を含む)。

㊧「生活保護法 決定点数」……基金から毎月送付される当座口振込通知書(表1)の支払区分「12」「生活保護」の点数を年間合計して記入する。

「②国民健康保険診療報酬」

㊨「小計 決定点数」……「合計書」の国保、後期高齢者それぞれの合計欄から「府内分点数+府外分点数-過誤点数」を合算して記入する。

㊩「①支払基金分」・「②国保連合会分」の合計点数を「⑤計」の「決定点数」欄に記入する。

※介護報酬がある場合は「介護給付費等支払明細書(合計書)」の「①介護報酬額」欄の「介護サービス費等」の合計金額を総診療収入に合せて計算する。

「自由診療の収入等」欄

㊪「一般の自由診療 収入金額」……自費診療の他、非指定医療機関の労災治療費、歯ブラシやフロス等の口腔衛生材料の販売収入、介護保険主治医意見書作成料等の年間合計額を記入する。

㊫「⑥計 収入金額(E)」……「一般の自由診療」等の金額を合算し記入する。

㊬「雑収入」欄……貴金属品の売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料、介護保険の認定調査委託料、患者からの謝礼金等の合計金額を記入する。

表5 平成29年分 青色申告決算書(一般用) 損益計算書

Table with 4 columns: 科目, 決算額, 科目, 決算額, 科目, 決算額. It details income (売上原価) and expenses (経費) for a dental practice.

固有経費の区分対応方式

<事例> 本事例での青色申告決算書は次のとおり(表5)。

Summary table showing Social Security Medical Income (37,058,620円) and Free Practice Income (8,549,260円) totaling 45,607,880円.

Table of necessary expenses: Third Business Tax (25,245,397円), External Technician Fees (4,347,490円), Insurance Technician Fees (2,653,810円), Self-payment Technician Fees (1,693,680円), and Specialist Allowance (4,800,000円).

表6 付表《医師及び歯科医師用》・裏面

Calculation flowchart for necessary expenses. It shows the breakdown of free practice and insurance medical expenses, the application of Section 26 of the Special Measures Act, and the final calculation of the difference between necessary expenses and total income, resulting in 1,159,667円.

【速算表】

速算表 (Quick Calculation Table) showing the relationship between Social Security Medical Income and Estimated Necessary Expenses based on different income brackets.

「青色申告決算書付表《医師及び歯科医師用》」の記載方法 簡便法

表1 支払基金「当座口振込通知書」

当座口振込通知書 (平成 年 月 診療分)

点数表 医療機関コード 健診等機関コード
3 ***-**** **.-*-****

振込日 平成 年 月 日
下記のとおり貴口座へ振り込みましたので通知します。
この通知書は所得税申告の際必要となりますので大切に保管ください。

社会保険診療報酬支払基金

診療報酬支払内訳							
支払区分	名称	件数	日数(回数)	点数	算定額	再審査等調整額	支払確定額
01	医療保険						
10	感染症結核						
12	生活保護						
15	自立支援(更生)						
18	原爆医療						
21	自立支援(通院)						
23	母子保健						
25	中国残留						
38	肝炎						
42	特例高齢者						
51	特定疾患						
52	小児慢性						
53	措置医療						
80	自治体医療						
合計							

医療保険	点	円	老人保健	点	円
家族	点	円	食事・生活療養	点	円

特定健診・特定保険指導費内訳 出産育児一時金内訳

当初請求	補正・過誤・返戻	支払確定額	算定額	過誤	支払確定額

診療報酬支払確定額	源泉徴収税額	①診療報酬支払確定額合計	②特定健診・特定保険指導費支払確定額合計	③出産育児一時金支払確定額合計	④電子証明書発行・更新料	差引振込額(①+②+③-④)

(備考) 1 医療本人・家族・老人保健及び食事・生活療養欄は、算定額(点数)から再審査等調整額(点数)及び相殺額(点数)を調整したものです。
なお、食事・生活療養の上段は医療保険及び老人保健に係る食事・生活基準額、下段は標準負担額を控除した食事・生活支給額です。
2 特定健診・特定保険指導費及び出産育児一時金は、源泉徴収対象外です。
3 支払区分「42」(特例高齢者)は70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置の金額を表示しています。

見本

表2 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(支払基金)

医療機関コード 平成29年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

住所(居所)又は所在地
氏名又は称

区分	細目	支払金額	源泉徴収税額
歯科		19,641,484	1,760,355

(摘要) 内本人分 602,734点 5,424,606円
内家族分 752,831点 5,269,817円
内老人保健分 点 円
内入院時食事療養費 円 円 整理番号()

住所(居所)又は所在地 港区新橋2-1-3
氏名又は称 社会保険診療報酬支払基金 (電話) 03-3591-7441

表3 国保連合会「診療報酬合計表」

平成30年2月 日
大阪府国民健康保険団体連合会
平成29年分 診療報酬合計書

国民健康保険	診療月	決定点数	過誤点数	決定食事・生活療養費	過誤食事・生活療養費
合計		1,465,305	-45,951		
1月					
12月					

後期高齢者医療	診療月	決定点数	過誤点数	決定食事・生活療養費	過誤食事・生活療養費
合計		935,674	-22,056		
1月					
12月					

※ 診療報酬年間合計額は、合計欄の決定点数から過誤点数を差し引きし、10倍すると算出されます。
(参考) 介護保険主治医意見書作成料(12か月分合計)(消費税等含む)

件数	意見書作成料合計額

←④「一般の自由診療」で計上する。

表4 平成29年分青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》・表面

整理番号	氏名	〇〇〇〇
診療科目	歯科	住所

1. 収入金額の内訳

① 基金受給者事務所から診療報酬を	診療件数	診療実日数	決定点数	収入金額	
				診療報酬当座支払込額	診療報酬窓収入金額
一般社会保険	件	日	1,355,565		
生活保護法		日	17,325		
精神保健福祉法		日			
小計			1,372,890		
② 国民健康保険法		日	1,419,354		
高齢者医療確保法		日	913,618		
小計			2,332,972		
③ 介護報酬					
小計					
④ その他					
小計					
⑤ 計		日	3,705,862	37,058,620	

① 月別の公費単独医療分の点数を合計して記入。(公費の併用分は一般社会保険と老人保健の点数に含まれる)

② 決定点数-過誤点数

③ 合計書の「①介護報酬額」の「介護サービス費等」の合計金額を総診療収入に計上。

2. 自由診療割合の計算

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1) 診療実日数による割合

$$\frac{\text{自由診療実日数(㉞)}}{\text{総診療実日数(㉜+㉞)}} \times 100 = \text{㉟} \%$$

(2) 収入による割合

$$\frac{\text{自由診療収入(㉝)}}{\text{総診療収入(㉜+㉝)}} \times 100 = \text{㊱} \%$$

調整率 歯科: 75%

$$\text{㊱} \times 75 = \text{㊲} \%$$

㊲ = 14.06%

介護報酬がある場合は、合計書の「①介護報酬額」の「介護サービス費等」の合計金額を加える。

⑤ 自由診療の収入等 (雑収入は下の欄に書きます。)

一般の自由診療	件	日	8,549,260
労働者災害補償保険診療			
公害健康被害補償診療			
自動車損害賠償責任保険診療			
高齢者医療確保法			
計			8,549,260

⑥ 雑収入

歯科用貴金属片の売却収入や介護保険の認定調査委託料(消費税含む)を記入

(注) 社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は医業及び歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。なお、7,000万円の判定については、㉜+㉝+㉞の合計額で行うことになります。

2017年分 個人所得税の主な改正事項

税理士 林 明

減価償却関係について

(1) 医療用機器の特別償却制度について

対象機器の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されました。

(2) 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度(措法10の5の3)の創設

特定中小事業者(中小事業者で青色申告書を提出する個人のうち、中小企業等経営強化法の認定を受けた同法に規定する中小企業者等に該当するものをいいます。)が、2017(平成29)年4月1日から2019年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及び一定のソフトウェアで経営力向上設備等に該当する物のうち、一定の規模のもの(以下「特定経営力向上設備等」といいます。)の取得等をして、その特定中小事業者の営む事業の用に供した場合には、その取得価額から普通償却額を控除した金額までの特別償却(即時償却)又はその取得価額の100分の10相当額の税額控除の選択適用ができることとされました。

ただし、医業用のもので適用できるものは限定されますので、購入時にメーカー等によく確認する必要があります。

医療費控除について

医療費控除の適用を受ける者は、「医療費控除の明細書」又は医療保険の保険者等から送付される医療費通知書(「医療費のお知らせ」等)を確定申告書

の提出の際に添付しなければならないこととされました。この場合、税務署長はその適用を受ける者に対し、確定申告期限等から5年間、当該明細書に係る医療費の領収書(次に掲げるものを除きます。)の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該領収書の提示又は提出をしなければならないこととされました。

①確定申告書の提出の際に、医療保険者等の医療費通知書を添付した場合における当該医療費通知書に係る医療費の領収書

②電子情報処理組織を使用して確定申告を行った際に、医療保険者等から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者等の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを送信した場合における当該医療費通知情報に係る医療費の領収書

この改正は、2017(平成29)年分以後の確定申告書を2018(平成30)年1月1日以後に提出する場合について適用されます。

ただし、2017(平成29)年分から2019年分までの確定申告については、従前どおり、改正前の医療費の領収書の添付又は提示による医療費控除の適用もできることとされています。

納税地の変更に関する届出書等の以下の届出書について

それぞれ次に定める税務署長への提出が不要とされました。

①「納税地の変更に関する届出書」—その変更後の納税地の所轄税務署長

②「納税地の異動に関する届出書」—その異動後の納税地の所轄税務署長

③「個人事業の開業・廃業等届出書」—その個人の納税地の所轄税務署長(その個人が、事業に係る事務所等を移転した場合で、その移転前の事務所等の所在地を納税地としていたときは、その移転前の納税地の所轄税務署長)以外の税務署長

④「給与支払事務所等の移転届出書」—その移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長

<確定申告書B 記入例>

「※」の「個人番号」欄は記載しなくても受理される

<p>平成29年分の確定申告書B</p> <p>住所: 大阪市浪速区幸町1-2-33</p> <p>氏名: 保険医 太郎</p> <p>職業: 歯科医</p> <p>収入金額等: 45607880</p> <p>所得金額: 14424192</p> <p>所得から差し引かれる金額: 3676320</p>		<p>FA0123</p> <p>第一表 (平成二十九年分以降用)</p> <p>復興特別所得税額の記入をお忘れなく。</p>																														
<p>平成29年分の確定申告書B</p> <p>住所: 大阪市浪速区幸町1-2-33</p> <p>氏名: 保険医 太郎</p> <p>所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)</p> <table border="1"> <tr><th>所得の種類</th><th>種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称</th><th>収入金額</th><th>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額</th></tr> <tr><td>事業</td><td>診療報酬・支払基金</td><td>19,641,484</td><td>1,760,355</td></tr> <tr><td>給与</td><td>大阪市教育委員会</td><td>564,850</td><td>39,589</td></tr> <tr><td>雑</td><td>大阪府歯科保険医協会</td><td>55,685</td><td>5,685</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>20,262,019</td><td>1,805,629</td></tr> </table> <p>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額合計: 1,805,629</p>		所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	事業	診療報酬・支払基金	19,641,484	1,760,355	給与	大阪市教育委員会	564,850	39,589	雑	大阪府歯科保険医協会	55,685	5,685	合計		20,262,019	1,805,629	<p>第二表 (平成二十九年分以降用)</p> <p>所得から差し引かれる金額に関する事項</p> <table border="1"> <tr><th>控除の種類</th><th>控除の金額</th></tr> <tr><td>医療費</td><td>152,000</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td>574,800</td></tr> <tr><td>国民年金</td><td>506,520</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,081,320</td></tr> </table> <p>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額合計: 1,805,629</p> <p>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額合計: 1,805,629</p>	控除の種類	控除の金額	医療費	152,000	社会保険料	574,800	国民年金	506,520	合計	1,081,320
所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額																													
事業	診療報酬・支払基金	19,641,484	1,760,355																													
給与	大阪市教育委員会	564,850	39,589																													
雑	大阪府歯科保険医協会	55,685	5,685																													
合計		20,262,019	1,805,629																													
控除の種類	控除の金額																															
医療費	152,000																															
社会保険料	574,800																															
国民年金	506,520																															
合計	1,081,320																															

措置法26条を適用する場合必ず記入

「番号」を「8」とし、保険診療分所得を記入

2017年分 個人所得税の主な改正事項

税理士 林 明

減価償却関係について

(1) 医療用機器の特別償却制度について

対象機器の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されました。

(2) 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度(措法10の5の3)の創設

特定中小事業者(中小事業者で青色申告書を提出する個人のうち、中小企業等経営強化法の認定を受けた同法に規定する中小企業者等に該当するものをいいます。)が、2017(平成29)年4月1日から2019年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及び一定のソフトウェアで経営力向上設備等に該当する物のうち、一定の規模のもの(以下「特定経営力向上設備等」といいます。)の取得等をして、その特定中小事業者の営む事業の用に供した場合には、その取得価額から普通償却額を控除した金額までの特別償却(即時償却)又はその取得価額の100分の10相当額の税額控除の選択適用ができることとされました。

ただし、医業用のもので適用できるものは限定されますので、購入時にメーカー等によく確認する必要があります。

医療費控除について

医療費控除の適用を受ける者は、「医療費控除の明細書」又は医療保険の保険者等から送付される医療費通知書(「医療費のお知らせ」等)を確定申告書

の提出の際に添付しなければならないこととされました。この場合、税務署長はその適用を受ける者に対し、確定申告期限等から5年間、当該明細書に係る医療費の領収書(次に掲げるものを除きます。)の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該領収書の提示又は提出をしなければならないこととされました。

①確定申告書の提出の際に、医療保険者等の医療費通知書を添付した場合における当該医療費通知書に係る医療費の領収書

②電子情報処理組織を使用して確定申告を行った際に、医療保険者等から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者等の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを送信した場合における当該医療費通知情報に係る医療費の領収書

この改正は、2017(平成29)年分以後の確定申告書を2018(平成30)年1月1日以後に提出する場合について適用されます。

ただし、2017(平成29)年分から2019年分までの確定申告については、従前どおり、改正前の医療費の領収書の添付又は提示による医療費控除の適用もできることとされています。

納税地の変更に関する届出書等の以下の届出書について

それぞれ次に定める税務署長への提出が不要とされました。

①「納税地の変更に関する届出書」—その変更後の納税地の所轄税務署長

②「納税地の異動に関する届出書」—その異動後の納税地の所轄税務署長

③「個人事業の開業・廃業等届出書」—その個人の納税地の所轄税務署長(その個人が、事業に係る事務所等を移転した場合で、その移転前の事務所等の所在地を納税地としていたときは、その移転前の納税地の所轄税務署長)以外の税務署長

④「給与支払事務所等の移転届出書」—その移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長

〈確定申告書B 記入例〉

「※」の「個人番号」欄は記載しなくても受理される

<p>平成29年分の確定申告書B</p> <p>住所: 大阪市浪速区幸町1-2-33</p> <p>氏名: 保険医 太郎</p> <p>職業: 歯科医</p> <p>収入金額等: 45607880</p> <p>所得金額: 14424192</p> <p>所得から差し引かれる金額: 3676320</p>		<p>FA0123</p> <p>第一表 (平成二十九年分以降用)</p> <p>復興特別所得税額の記入をお忘れなく。</p>																														
<p>平成29年分の確定申告書B</p> <p>住所: 大阪市浪速区幸町1-2-33</p> <p>氏名: 保険医 太郎</p> <p>所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)</p> <table border="1"> <tr><th>所得の種類</th><th>種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称</th><th>収入金額</th><th>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額</th></tr> <tr><td>事業</td><td>診療報酬・支払基金</td><td>19,641,484</td><td>1,760,355</td></tr> <tr><td>給与</td><td>大阪市教育委員会</td><td>564,850</td><td>39,589</td></tr> <tr><td>雑</td><td>大阪府歯科保険医協会</td><td>55,685</td><td>5,685</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>20,262,019</td><td>1,805,629</td></tr> </table> <p>所得税及び復興特別所得税の合計額: 1,805,629</p>		所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	事業	診療報酬・支払基金	19,641,484	1,760,355	給与	大阪市教育委員会	564,850	39,589	雑	大阪府歯科保険医協会	55,685	5,685	合計		20,262,019	1,805,629	<p>FA0077</p> <p>第二表 (平成二十九年分以降用)</p> <p>所得から差し引かれる金額に関する事項</p> <table border="1"> <tr><th>控除の種類</th><th>金額</th></tr> <tr><td>医療費</td><td>152,000</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td>574,800</td></tr> <tr><td>国民年金</td><td>506,520</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,081,320</td></tr> </table> <p>所得税及び復興特別所得税の合計額: 1,805,629</p>	控除の種類	金額	医療費	152,000	社会保険料	574,800	国民年金	506,520	合計	1,081,320
所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額																													
事業	診療報酬・支払基金	19,641,484	1,760,355																													
給与	大阪市教育委員会	564,850	39,589																													
雑	大阪府歯科保険医協会	55,685	5,685																													
合計		20,262,019	1,805,629																													
控除の種類	金額																															
医療費	152,000																															
社会保険料	574,800																															
国民年金	506,520																															
合計	1,081,320																															
<p>措置法26条を適用する場合必ず記入</p> <p>「番号」を「8」とし、保険診療分所得を記入</p>																																